

## 所得税の確定申告と市・県民税の申告

# 申告は早めに最寄りの会場で

所得税の確定申告の受け付けが、2月18日(月)から3月17日(月)まで行われます。申告会場は3月になると大変込み合いますので、早めに準備をして、なるべく2月中に申告をしてください。

### 所得税の確定申告

#### 作成・相談の特設会場は イオンホール

所得税の確定申告の受け付けが、2月18日(月)から3月17日(月)まで行われます(土・日曜日を除く。ただし、2月24日(日)と3月2日(日)は受け付けます)。

成田税務署では「確定申告書作成・相談会場」をイオンモール成田2階のイオンホールに設置します(3月17日まで)。

昨年までとは会場が変更になっていますので、間違えないようご

注意ください。

受付時間は午前9時から午後5時までとなります。

この期間は、成田税務署内では確定申告書の作成相談は行いませんのでご注意ください。

確定申告書の提出・納期限

・所得税・贈与税 3月17日(月)  
・個人消費税 3月31日(月)  
申告会場は、3月になると大変込み合います。早めに準備をして、なるべく2月中に申告しましょう。

国税庁のホームページで

申告書などの作成ができます

所得税の確定申告書は国税庁

ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、プリントアウトしてそのまま提出することができます。

#### ホームページから カンタン申告

e-Tax(インターネット)をご利用いただくと、国税庁ホームページで作成した申告書データに電子署名をして、そのまま送信することができます。

最高5,000円の税額控除

本人の電子証明書を添付して申告すると、最高で5,000円の税額控除を受けることができます(平成19・20年分のいずれか1回)。



申告はお早めに

### 添付書類が提出不要

医療費の領収書や源泉徴収票など第三者作成書類の添付が省略できます。

### 還付金がスピーディー

還付されるまでの期間が短縮されます(通常6週間が3週間程度へ)。

### ※くわしくは国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp>)または成田税務署(☎28-5151)へ。

## 市・県民税の申告

### 市役所と市内各地区の会場

市・県民税の申告は、2月1日から受け付けを始めていますが、18日(月)からは市役所は6階の中間会議室で、下総・大栄支所はこれまでと同じ2階会議室で受け付けを行います。

各地区でも下記の日程で、受け付けを行いますのでご利用ください。

この期間は所得税の確定申告も受け付けします。成田税務署が開設するイオンモール成田内の「確定申告書作成・相談会場」(特設会場)と併せてご利用ください。

農業所得や営業所得のある人は、収支内訳書を必ず作成して持参してください。

ただし、次に該当する人の所得税の確定申告は、成田税務署特設会場で申告をしてください。

・分離課税となる譲渡所得のある人

・事業収入、不動産収入が500万円以上の人

・青色申告をする人

### 自書作成コーナーもご利用ください

市役所や各地区の会場では、受付で番号札をお渡しします。順番が来るまでお待ちください。

各会場には申告書の自書作成コーナーも設けていますのでご利用ください。

※くわしくは成田税務署(☎28-5151)または市税務課(☎20-1513)へ。

### 市・県民税の申告と所得税の確定申告

受付期日	会場	時間
2月18日(月)～ 3月17日(月)  (土・日曜日を除く。ただし、2月24日(日)と3月2日(日)は受け付け)	市役所6階中間会議室、 下総・大栄支所2階会議室(所得税の確定申告は税務署特設会場を併せてご利用ください)	午前9時～正午 午後1時～5時  *支所は、地区ごとに指定された日に受け付けをお願いします。
2月26日(火)	保健福祉館	午前9時～正午 午後1時～3時
27日(水)	八生公民館	
28日(木)	豊住公民館	
29日(金)	久住公民館	
3月5日(水)	中郷公民館	
6日(木)	三里塚コミュニティセンター	
7日(金)	公津公民館	

## 税制の改正点など

### 住宅ローン控除の申告

住宅ローン控除は、所得税だけの制度でしたが、所得税率の改正により所得税額が減少する結果、控除額が所得税から控除しきれなくなったり、税制改正前より控除しきれない額が大きくなったりするというような影響が生じます。

このため、既に適用されている人には税負担の変動が生じないよう、改正前の所得税額において控除できた額と同等の負担減とする住民税の減額措置を実施します。

平成11年から18年までの入居者について、今回の改正による影響額を翌年度の住民税所得割から控除します(20年度から28年度までの適用となります)。

ただし、平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには毎年申告が必要となります。

### 地震保険料控除の創設

既存の損害保険料控除を見直し、地震保険料控除が創設されました。

地震などの損害で生じた損失の

額をてん補する

保険契約などで

所得税では保険

料5万円を限度

に、住民税では

保険料の2分の

1(2万5千円

を限度)を総所

得金額などから控除するもので

す。既存の損害保険料控除は原則

廃止されます。

ただし、平成18年12月31日まで

に契約した長期損害保険について

は、従前どおり損害保険料控除を

適用できます(所得税は最大1万

5千円、住民税は最大1万円。地

震保険料控除と併用する場合は所

得税では合わせて最大5万円、住

民税では2万5千円)。

**平成19年の所得が**

**大幅に減額となった人は**

平成18年に所得税が掛かっている、平成19年に所得が減ったことにより所得税が掛からなくなった人は、申告をすることによ

って住民税の還付を受けられますので、市税務課へ減額申告書を提出してください(申告受付期間は7月1日から31日までです)。

※くわしくは市税務課(☎20-1513)へ。

